

中央防災会議  
防災対策推進検討会議  
首都直下地震対策検討ワーキンググループ  
第4回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策推進検討会議  
首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第4回）  
議事次第

日 時：平成24年6月18日（月）15:00～16:58

場 所：合同庁舎5号館防災A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・当面実施すべき対策について
- ・首都直下地震モデル検討会の検討状況について
- ・その他

3. 閉 会

## 開 会

○藤山（事務局） それでは定刻となりましたので、ただいまから「中央防災会議 防災対策推進検討会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ」第4回会合を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、中川大臣は公務により遅れての出席となります。

本日、御都合により御欠席されている●●の代理として東京都危機管理監の●●様、●●の代理として株式会社ローソンの●●様、●●の代理として横浜市危機管理監の●●様、それぞれ御出席をいただいております。

本日は●●、●●は御都合により御欠席です。

お手元にお配りしております本日の資料を確認させていただきます。

座席表、議事次第、委員名簿、資料1、非公開資料1、第3回議事概要がございます。

なお、非公開資料につきましては委員の方のみに配付しております。

資料につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、マスコミの方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○藤山（事務局） 以降の進行は●●にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ ●● まず、議事に入ります前に議事概要、議事録及び配付資料の公開について申し上げます。

議事概要は会議終了後、速やかに発言者を伏せた形で公表することとし、また、詳細な議事録につきましても発言者を伏せた形で作成し、委員の皆様にご確認をいただいた上で本ワーキンググループの終了後1年経過した後、公表することとしたいと思います。

（「異議なし」と声あり）

○ ●● よろしく申し上げます。また、本日の会合の後、記者へのブリーフィングを予定しております。本日の議論を踏まえ、私からブリーフィングいたしますが、主査の立場からの発言を行うこともあると思いますので、その点、御留意いただければと思います。

また、本日の資料につきましては非公開資料を除き公開とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず「首都直下地震対策として当面実施すべき対策（案）」について、事務局から資料の説明をお願いします。

## 資料説明

○藤山（事務局） お手元に非公開資料1を御準備ください。

短い時間の間に委員の皆様方から御意見をいただき、ありがとうございました。その御意見をできる限り反映させたかたちにしております。

1枚めくっていただきますと、目次が書いてございます。

もう一枚めくっていただきまして、まず「Ⅰ 本報告の意義」ですけれども、前回も御説明させていただいておりますが、現在の首都直下地震対策は予防から応急、復旧・復興までのマスタープランである「首都直下地震対策大綱」、これは平成17年の策定でございますが、それに基づきまして対策が進められております。この大綱に基づきまして、戦略あるいは応急対策について「首都直下地震応急対策活動要領」、また、それに基づく計画というもので対応がなされている現状でございます。

「2. 東日本大震災を踏まえた対策の見直しの必要性」ということで、東日本大震災時には、首都地域における大量の帰宅困難者の発生を始め、東北地方における行政庁舎の被災による業務継続への支障、電力等ライフラインの途絶、燃料を始めとする物資の著しい不足など、さまざまな災害対策上の課題を顕在化させたということで、首都直下地震対策についても抜本的な見直しが必要となったと書いてございます。

「3. 本報告の位置づけ」でございますけれども、まず対策の前提となる地震像につきましては、現在並行して「首都直下地震モデル検討会」におきまして、最新の科学的知見を踏まえまして、これまで18タイプのマグニチュード7クラスの首都直下地震の見直しと、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波を新たに想定対象に加えた検討が進められております。これにつきましては本日、後半の部分で説明をさせていただきます。

しかしながら、首都中枢機能の継続性の確保や、避難者・帰宅困難者を中心として、これまでの対策では十分でないと考えられる分野につきまして、被害想定を待たずとも実行できる項目から順次対策を充実強化していくことが重要である。それに加えまして、この中間的な報告書では最終報告書に向けまして、重点的に検討すべき課題につきまして整理することとしたというふうにしております。

最終的には予防対策、応急対策、復旧・復興対策を含めた首都直下地震対策の全体像として、最終報告書を取りまとめることとしたい。

3ページ「Ⅱ 当面実施すべき対策」。

まず「1. 政府の業務継続の在り方」ということで、前回、前々回ですけれども、政府の各府省庁においては業務継続計画が策定されておりますが、十分ではないという問題提起を受けているというお話をいたしました。具体的な方針といたしまして「(1) 政府全体としての業務継続体制の構築」、①として「政府業務継続方針」の策定ということ、首都直下地震が発生した場合においても、政府として維持すべき必須の機能を明らかにする。非常時の優先業務を選定するに当たり、準拠すべき指針として政府業務継続方針を策定すべきである。必須な機能としては内閣機能の維持、被災地への対応、国民生活基盤の維持、経済・金融の安定、防衛機能・治安の維持、外交機能の維持が考えられるとして掲げております。

②として、「政府業務継続計画」の策定。今ほど御説明しました方針に基づきまして、政府全体として、各府省横断的、優先的に取り組むべき業務を時系列に沿って整理した、政府全体としての業務継続計画を策定すべきであるとしております。

③として、国家としての業務継続体制の確立の必要性ということで、行政だけではなく立法、司法を含む三権からなる立憲政体を維持することが必要である。三権一体となって、国家としての業務継続体制の確立に取り組むよう要請していくべきである。

「(2) 政府から事業者まで一貫した、社会全体としての事業継続体制の構築」として、社会全体として首都直下地震に対する業務継続体制を確保するためには、政府全体としての業務継続体制の下、地方公共団体の業務継続計画、指定公共機関等関係機関及び事業者の事業継続計画が、有機的かつ整合的に位置づけられる、体系だった業務継続体制が構築される必要がある。

また、学校・教育機関、医療・介護・福祉施設など、分野ごとに業務継続計画の普及を促進する必要がある。

更に、事業者における事業継続に対する責務等、あるいは事業者等の事業継続計画の評価の仕組みを支えるインセンティブの在り方について、検討していく必要があるとしております。

「(3) 政府としての情報収集・発信体制の確保」といたしまして、①が情報収集・発信内容の事前整理でございます。発災後、政府として情報発信すべき内容を、对被災地、対国民、対市場、対海外など、発信相手先に応じてあらかじめ整理しておく必要がある。

②といたしまして、情報収集・発信体制の整備。発災時における情報収集体制を整備しておくとともに、情報発信体制についてもあらかじめ整備しておく必要がある。

5 ページ目の③でございます。マスコミ等の協力を得るための事前準備。混乱の鎮静化や風評被害の防止のための広報等も求められることから、多様なメディアと連携して事前に準備しておく必要があるとしております。

「(4) 業務継続のための必要資源の確保」でございます。これは各省庁機関の話でございますが、①といたしまして業務継続に必要な職員の確保ということで、1つ目の○が宿舎についてです。公共交通機関が途絶した場合であっても、業務継続を可能とするために必要な職員は確実に確保されなければならない。必要な非常時優先業務の絞り込みを行うとともに、徒歩参集可能な範囲内に一定の宿舎を維持すべきである。

2つ目の○といたしまして、職員の融通ということでございますが、各省庁は組織全体として優先度の高い業務を実施するため、部局を超えた要員の融通等を図る必要があるといただいております。

6 ページ、②庁舎の確保といたしまして、非常時優先業務を実施する執務室を確保するため、什器等の固定あるいは天井などの非構造部材の地震対策を確実に行う必要がある。また、業務継続のための電力や通信の確保、執務スペースの確保等をする必要があるといただいております。

③情報システムの機能確保といたしまして、バックアップデータの同時被災等によるデータの消失の回避や、情報システムの機能確保のための対策等について書かせていただいております。

「（５）政府全体としてのバックアップ機能の確保方針の明確化」でございます。政府の業務継続につきましては、まず東京の防災力の強化を含めた対策を進めていくことが重要であります。その上で危機管理上の観点から、万が一官邸に緊急対策本部が設置できない場合を含む最悪の事態を想定して、代替拠点の確保等、政府のバックアップ機能について、あらかじめ検討しておく必要があるとしております。

これまで明確になっておりませんでしたけれども、政府全体としてバックアップ機能の確保方針を明確化する必要があるといたしております。

７ページ、①東京圏内でのバックアップ方針といたしまして、首都直下地震対策大綱におきましては、東京都心以外の緊急対策本部の設置場所は立川広域防災基地に決められております。各府省庁の代替拠点も立川広域基地周辺に集積させることを基本とする必要がある。また、立川周辺に庁舎を有しない府省庁も、代替拠点の確保についてあらかじめ準備をしておく必要がある。立川周辺以外の東京圏の他の地域に代替拠点を確保する府省庁にあっては、立川との間の情報通信手段、輸送手段を確保する必要がある。また、代替拠点で実施すべき業務は、政府として必須な業務などに限定する必要がある。

②東京圏外でのバックアップ方針といたしまして、緊急災害対策本部の東京圏外における代替拠点は、現在のところ設定されておられません。国の現地対策本部の設置予定箇所及び各府省庁の地方支分部局が集積する都市を代替拠点としてあらかじめ設定し、被災の状況等に応じて代替拠点を決定することとすべきであるとさせていただいております。

東京圏外の代替拠点における業務は、政府業務継続方針にのっとり、政府として必須な業務にできる限り限定し、その移行の考え方をあらかじめ明確化しておくべきであると書かせていただいております。

③全国の地方支分部局等における「業務代行」の推進でございます。気象庁等の御紹介をさせていただきましたけれども、本府省庁内での円滑な業務執行が困難となることに備えて、通常業務をしている業務の一部について、地方支分部局等において代替して実施できるよう検討を進めていく必要がある。

④といたしまして、代替拠点における通信手段の確保を書かせていただいております。

「（６）業務継続計画のPDCAサイクルの確立」ということで、①に各府省庁における評価・検証の仕組みの構築、②といたしまして、有識者も交えた評価委員会の設置、③分野別訓練の推進。これにつきましては金融、医療、燃料、物流等、分野別の訓練の推進が必要であると書かせていただいております。

「（７）その他」といたしまして、①首都中枢機能を維持するために優先して復旧すべき対象の明確化ということで、ライフライン等の施設で優先的に復旧すべき対象を事前に明確化する必要があるのではないか。

②といたしましては、ライフライン事業者が活動するに際し、あらかじめ燃料の確保や車両通行の確保など、支援する内容を明確化していく必要はないかというふうに書かせていただいております。

「2. 膨大な数の避難者への対策」でございます。10 ページ目をごらんください。

具体的な方針といたしまして、①避難所と避難場所の概念の明確化ということで、火災等の危険から退避を目的とした一時避難場所や広域避難場所への避難と、自宅等を失ったことによる生活のための避難場所への避難が混同される場合が多いというお話がありましたので、両者の違いを明確化して周知していく必要があると考えております。

②は生活する避難所への避難者の減少のための対策ということで、住宅・建築物の耐震化・不燃化を促進する。また、被災建築物応急危険度判定の迅速な実施等を掲げております。

③避難所の確保といたしまして、学校施設等の既存の避難所の耐震化、新たな避難所を確保するため、公的施設や民間施設を避難所として活用するための対策を進める必要性について掲げております。

④避難所への必要な物資の供給体制の確立といたしまして、物資集積拠点における在庫や配送管理、女性や災害時要援護者など特別な配慮を要する避難者への物資の供給の在り方、自宅避難者への物資の供給の在り方等も検討する必要があると書いております。

⑤広域避難の枠組みの構築といたしまして、疎開の奨励・あっせん、被災者が広域避難を行った場合にも、適切に支援を受けられるための仕組みについて、検討する必要があると書かせていただいております。

⑥応急住宅の提供体制の構築といたしまして、空き家や空室等を応急住宅として円滑に活用するための環境整備、公共用地や国有財産等の有効活用、首都地域での広域調整の方法をあらかじめ検討していく必要があると書かせていただいております。

「3. 膨大な数の帰宅困難者等への対策」につきましては、主な課題の最後のパラグラフでございますが、「公助」の取組みには限界があることから、例えば健全な帰宅困難者は被災者支援のために活動してもらうことなども含めて「自助」「共助」の取組みを推進する必要がある。

具体的な方針といたしまして、既に国、地方公共団体、企業等で構成される「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」というものが設置されておまして、この検討結果に基づきまして対策を具体化していくというふうに考えております。

1つ目といたしまして、一斉帰宅の抑制として、この協議会で決定いたしました「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底の下、企業等において従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の備蓄に努めるものとする等と内容とする「一斉帰宅抑制の基本方針」の実効性を確保する。事業所の帰宅困難者等対策ガイドラインや、大規模な集客施設や駅等における利用者保護のガイドラインを作成する。

②一時滞在施設の確保につきましては、一時滞在施設の確保と運営のガイドラインを作成する。また、民間施設に対する支援措置等の在り方等について検討する必要がある。

③帰宅困難者等への情報提供といたしまして、情報提供ガイドラインを作成する。家族等の安否確認手法の周知徹底等を図るなど、広報対策の充実を図る必要がある。

④地域と連携した駅周辺等における混乱の防止。駅前滞留者対策協議会の体制を強化する。

⑤徒歩帰宅者への支援といたしまして、災害時帰宅支援ステーションの認知度や機能向上を図る。

⑥帰宅困難者の搬送でございますが、徒歩帰宅が困難な災害時要援護者を中心とする代替輸送手段による搬送体制を構築する必要があると書いております。

⑦国内外からの来訪者への支援といたしまして、遠距離の来訪者への支援方策について検討する必要があると書かせていただいております。

「Ⅲ 対策推進のための仕組み・体制の整備」でございます。

「1. 首都直下地震対策の推進組織」といたしまして、これにつきましても「首都直下地震対策協議会」というものを設置させていただいております。これらの協議会を活用いたしまして、各主体が抱える疑問や問題点等に関する情報を共有するとともに、取り組むべき施策の調整や横断的な課題の検討を行っていく必要があると書かせていただいております。

「2. 首都直下地震対策を推進する計画の作成」といたしまして「首都直下地震対策大綱」「首都直下地震の地震防災戦略」、応急対応対策につきましては「首都直下地震応急対策活動要領」や「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」につきまして、その実効性を確保する意味で抜本的な見直しが必要であると書かせていただいております。

「3. 対策促進のための支援措置等」といたしましては官民の連携や「自助」「共助」「公助」の取組みが極めて重要であり、これを推進するため支援措置について検討する必要がある。また、首都直下地震を対象とした制度的枠組みの在り方についても、検討する必要があると書かせていただいております。

「Ⅳ 引き続き検討すべき主な事項」でございます。これは本ワーキンググループで次回以降、主に議論していただきたい項目でございます。

「1. 甚大な火災被害への対策」といたしまして、検討の方向性としてすべては説明いたしませんけれども、例えば初期消火を迅速かつ的確に実施するための地域防災力の向上の取組み、あるいは火災から避難に関する住民等への適切な情報提供の方策、災害時要援護者の安全かつ迅速な避難誘導の方策、避難場所の確保の在り方等を掲げております。

「2. 膨大な被害に対応した災害応急体制の充実・強化」につきましては、東北地方太平洋沖地震発生時には通信の途絶や庁舎の被災がございました。また、被災地への物資の



調達・運送における混乱、あるいは全国的な生活必需品の入手困難といった状況が発生いたしました。

15 ページ、検討の方向性といたしまして、災害対応の情報インフラの整備・活用を含めた、被害情報の迅速な把握や各種情報の集約・共有の仕組みの在り方、広域の医療支援と地域医療の連携した医療体制の在り方、防災ボランティアの受入体制の在り方。「首都直下地震応急対策活動要領」の各項目をここに掲げさせていただいております。この中でも、中ほどには首都中枢機能を担う機関への電力、通信、ガス、水道等のライフラインに関する優先供給の確保等を掲げさせていただいております。

「3. 社会の安定化のための対策」ということで、大きな社会的な混乱や治安の悪化が懸念される。また、16 ページの一番上の行でございますが、物資の安定供給、物価の安定などの緊急的な経済対策が課題となる。

方向性といたしまして、社会秩序の維持の在り方あるいは情報提供の在り方、物資の安定供給、物価の安定等の対策の在り方を掲げさせていただいております。

「4. 予防対策の重点的な実施」でございます。これらは一般的な地震対策でございますけれども、特に首都直下に関しましては検討の方向性の3番目といたしまして、長周期地震動対策の推進方策、あるいは液状化対策の推進方策、臨海工業地帯における地震・津波対策の在り方、保険等のリスクファイナンスの充実の在り方について掲げさせていただいております。

「5. 首都の経済機能を支える企業防災力の向上」といたしまして、サプライチェーン等の途絶により、企業の生産活動に大きな支障が生じたということが課題として掲げられておりますが、対策の方向性といたしまして、企業等における事業継続計画の充実強化のための方策、災害時において経済活動を円滑に進める観点からの規制等の運用の在り方、また、社会の安定に掲げた方がいいのかもしれませんが、重要な金融決済機能の確保対策の在り方等を掲げさせていただいております。

「6. 復旧・復興対策の在り方」といたしまして、検討の方向性のところに被災者の広域避難等を前提とした、地震発生直後から復旧・復興までのシナリオの必要性、円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備の在り方、復旧・復興事業における手続の円滑化の在り方、地方公共団体等に対する応援体制の構築や支援の方策等を掲げさせていただいたところ です。

18 ページ「7. 地域防災力、防災意識の向上」でございます。首都地域は一般的には地域のコミュニティが希薄であることを留意する必要があると書かせていただいております。

検討の方向性といたしまして、防災訓練の推進方策、地域防災力向上のための地区単位の防災計画の推進方策、防災意識の向上のための広報や情報提供の在り方等を掲げさせていただいております。

「8. 相模トラフ沿いの最大クラスの地震に対する津波対策」。これは首都直下地震モデル検討会で検討させていただいておりますけれども、検討の方向性といたしまして、相

模トラフ沿いの最大クラスの地震による津波対策の在り方を、またその結果が出次第、検討していく必要があると書かせていただいております。

「9. 複合災害への対応」でございます。例えば荒川、利根川等の河川堤防や、東京湾の海岸護岸等が大きく被害を受けた場合など、時期によりましては複合災害のおそれがあるということで、これらの自然災害やその他の事故災害が複合的に発生するシナリオや、それに基づく対策の在り方を検討する必要があります。

「10. 調査・研究の推進」でございますが、首都地域は多くが軟弱地盤上に成り立っておりまして、地下構造は複雑で、多種の震源断層の存在が想定されている。そのため、首都直下地震対策の推進においては、科学的な知見の蓄積や技術開発等が重要であるということで、首都直下における地震像や地震防災に対する調査研究の推進の在り方の検討が必要であると掲げさせていただいております。

以上、スキップさせていただきましたけれども、現在の案につきまして説明させていただきました。

○ ●● 御苦勞様でした。

それでは、これから1時間ほど時間がとれると思いますので、今日は当面実施すべき対策をとりまとめるというのが主たる目的でありますので、各委員の皆様方からそれぞれ御意見をお出しただいて、その方向性をきちんと定めたいと思います。

## 審 議

○ ●● 今の「首都直下地震対策として当面実施すべき対策（案）」について発言ポイントをまとめましたので、お話ししたいと思います。

最初に、個別の要望については意見を反映させていただいております、感謝を申し上げます。

私の方から4点ばかりお話をしたいのですが、1つ目は当面実施すべき対策と書いてございますけれども、内容については「～の検討が必要である」という課題整理にとどまっている項目が少なくないと思うのです。そういう中で、次のステージの課題かもしれませんが、当面実施すべき対策についてはまず可視化といいますか、今どうなっているか可視化をして、だれがいつまでに実施するのか、具体的なアクションの内容を盛り込むことが必要ではないかと思えます。

可視化という観点で、例えば徒歩で何人が中央官庁に参集できるのかということだとか、避難所が何か所あるか。現状と、求められるレベルとのギャップがどの程度あるかということを示すことによって、インパクトといいますか、一つひとつのアクションについての重要度がより理解が深まると思いますので、是非この部分も1点目として可視化、そしてだれがいつまでにアクションをとっていくのかという、具体的な部分を極力盛り込んでいただきたいというのが1点目であります。

2つ目は、政府から事業者まで一貫した、社会全体としての事業継続体制の構築が必要である。これはそのとおりだと思いますが、具体的に国全体のBCPをどこがリードしていくのかということに対しての明確化、例えば内閣官房なのか内閣府なのかということを含めたところの明確化と、期限や時間軸を設定して推進していくことが必要ではないかと思います。これが2点目であります。

3点目は、今回の東日本大震災あるいは阪神大震災で有効であった事例を、また新たにゼロから立ち上げるのではなくて、平時から有効であった手段、体制、及び規制緩和の内容を明示して、被災時にすぐに発動できるような形にしていくことも必要ではないかと思います。

例えば東日本大震災が起きて、3月20日に被災者生活支援特別対策本部というものが設置されておりますけれども、この本部の設置によってそれまで滞っておりました物資輸送等が動き出したと聞いております。今後、平時からこうした備えをしておけば、今後、大規模災害が起きた時、すぐにこういった対策本部が立ち上がることが可能になると思います。また、警察庁においては地方機関の長及び都道府県警察の長あてに、大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定についてという通達を出されておまして、これは大規模災害時の緊急車両通行について、平時からの事前届出が可能になっていると伺っております。過去の有効な事例について、こうした周知徹底を是非お願いしたいと思います。

農林水産省においては、外国語の表記のみのミネラルウォーターとか、具材がパッケージの表記より1点足りない即席麺なども基本的に供給できるようにしたと聞いております。これも農林水産省並びに消費者庁がJAS法や食品衛生法などを弾力的に運用したものであると思いますが、こうした事例をできればホームページのようなもので公表していただいて、過去の特例についてだれもが同じ認識を共有することも必要ではないかと思います。

最後になりますけれども、ICTについてです。情報システムについてはその重要性についてかなりの部分で記載していただいております。ただ、1点強調させていただきたいのは、情報システムの中で特にオープンソースと呼ばれるもの、どこかのメーカーが持っているとか、だれかが所有しているものではなくて、誰でも自由に利用できることが重要であるということです。どうしても利用が限定されると、そこだけがやって、ほかは協力しないという問題が出てまいりますし、オープンソースは世界全体で使えるということもございまして、是非オープンソースというものに対する注力をお願いしたいと思います。

以上がこれを読ませていただいた私の感想でございます。よろしくお願いいたします。

○ ●● ありがとうございました。

今の点は大変重要な指摘であります。今後可視化して、具体的にプログラムをどう進めていくのかというのは大変重要な視点であります。あと何人かから意見を出していただいて、少し事務局からまとめて答えていただきます。

○横浜市 対策を立てる中で、まだ具体的なことは出ていませんけれども、これは具体化していろいろやっていくとなると、相当の予算が必要になるのではないかと思います。

これは政府だけではなくて、これを参考にして自治体は地域の防災計画をつくるわけですし、その中で予算措置をどうするかということも考えなければいけないわけです。この中では、対策に対して予算措置をどのように検討していくか触れられていないのです。これとは別に検討するということなのでしょうけれど、あえてここには書かないのだろうと思うのですが、その予算措置の検討についてはどのように考えているのか、どういうふうに見受け止めておいたらいいのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○ ●● ほかにはいかがですか。

○東京都 前回もお話させていただいたのですが、この案の7～8ページにかけて、首都機能のバックアップの関係でございます。前回もここでいろいろ議論させていただいて、首都機能の移転ではない、また、こちらの8ページにも書いていただいているとおり、東京圏への早期の復旧を含めたという言葉を入れていただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、文言の整理の話になるのかもしれませんが、この7ページにあります①と②の東京圏内でのバックアップの方針というところが、立川の広域防災基地、そのほかさいたま新都心などということになりながら、②では東京圏内のほかの代替地ということを特段想定せずに、前回も申し上げましたが、この文言の見方によっては一足飛びに関西圏ほかに飛んでしまうというイメージをどうしても持ってしまうものです。首都圏内におけるバックアップといったところを、想定として盛り込んだ記述をもう少し加えていただけるとありがたいかと存じます。

以上です。

○ ●● 今、3人の委員の方からお話がありました。

●●からのお話は、私も今、御指摘いただいた4点の方向でいろいろこれから具体化を図るということ。それから、オープンソースの活用についても当然必要になってきます。当面の対策はおっしゃるとおり検討という事項も多いのですが、今の時点ですと、どうしてもこの形にとどまる場所があるものです。今後、具体化していく上で必ず今の御指摘をクリアーするようにしていければいいと思いますが、これは事務局の方から何か今の●●のお話について追加することはありますか。

○藤山（事務局） 御指摘いただいた点については、具体的に進めていきたいと思いますが、2点目の国全体のBCPにつきましても、内閣府の方でやっていく必要があるのかなと思います。

○ ●● きちんと期限を決めて、責任をもってやるようにということですので、ひとつよろしくお願いたします。

○藤山（事務局） 3つ目に御指摘があった阪神・淡路あるいは今回の東日本大震災で有効であった対策あるいは規制の緩和等につきましても、御指摘がありましたように幾つか対策がとられておりますので、整理をいたしまして、この報告書の形という話もあるかと

思いますけれども、先ほどお話があったホームページに出すとか、いつでも動けるように政府部内で整理しておくことが大事かと思います。

○ ●● それは必ずやってください。

それでは、次に予算の関係ですね。これはまさに政府の方での考え方としては。

○ 藤山（事務局） まさにこの報告書をもちまして、政府全体としてどういうふうに対応していくのかということを要請してまいりたいと思います。

○ ●● 来年度予算にできれば反映していくということですね。

よろしいですか。

○ 横浜市 その場合、今は政府の予算の話だと思うのですが、自治体にとっては財源の問題を含めてどういうふうに提案をしていったらいいのか、それぞれ自治体で考えろということなのかもしれませんが、その辺も何らかできたら触れていただきたい。あるいは検討していただけないものかと思うのですが、今の段階ではまだそこまで行かないということであれば、考え方としてどうなのかなと。

○ 原田政策統括官 ちょっと御趣旨がわからないところがあるのですが、要するに今、参事官が国として、と言ったのは別に国が直接必要な場合だけではなくて、地方公共団体に対する支援措置を含めてという意味で恐らく言っていると思うんです。

あともう一つ、●●から検討が多いというお話が出たので、それとも関連するんですが、我々としては地方への支援措置も含めて、この報告書をベースにして来年度なり、その前には補正予算もあるかもしれませんが、必要に応じて予算要求に反映させるということですが、ただ、国も別に財政は無尽蔵ではありませんので、財政措置に直接関わるようなところは、書きぶりとして検討としているところが多少ありますが、それは検討であろうとかなろうと、我々としてはこの内容に即して必要な予算要求をやっていくつもりであります。

○ ●● あと、我々の文書だからできるだけ実行に移せるようにという気持ちがありますが、国も自治体も決められた財源の中で動かざるを得ないのですけれども、民間もいろいろ工夫されるでしょう。1回検討したのだから国も自治体も最大限できるように、きちんと動いていただくことが必要だと思います。その点はそういうことでよろしく願いしたいと思います。

あと、東京都の方からバックアップの話がありました。これは文章が前回配られたものから修正されておりますけれども、この東京圏内のバックアップについて何かほかの委員から御意見ございますか。

●●、どうぞ。

○ ●● バックアップの件を含めてなのですが、この前半の当面実施すべき対策というところの前提になっている首都直下地震の被災のイメージというものの中に、東京圏外でどうしてもバックアップせざるを得ないような事態が含まれているわけではないのです。したがって書き方というよりも、それ以外のところが言わばある1つの被災状況を

前提として描かれている。避難対策、帰宅困難対策、あるいは政府の業務継続計画は、それに合わせた形で整理をしている。

官邸が被災により使用できなくなった、内閣府も防衛庁も立川もだめになった場合というのはどういう事態なのか。これはバックアップ機能を移せばうまくいくということなのか。バックアップへ機能を移すと同時、つまり、どこかがバックアップすると同時に、ここに実施すべき課題として書いてあるような対策ではもう到底間尺に合わないような被災状況が起きているという前提であるとすれば、もう少しそのイメージを湧かさせないで、本部を移す、本部がどこかに行けば後はうまくいくみたいに受け取られるのではないかというのが、読んでみたときの実感です。

ある被災状況を前提とした流れの中に、7ページの②だけ異物がはめられているような感じがしないでもないのです。ですから、どこへ書くかということも含めてですけれども、前提条件をかなり厳しく設定して、この場合にはほかに当面実施する対策についても、そのままでは対応できない事態というのが起きるのだと、それはまた今後の検討課題かもしれないけれども、そういう位置づけを少し明確にしておいた方が誤解はないのではないかというのが、私が受けた印象なのです。

そういう意味では、①③④というのはむしろ連続している話なのだと思うのです。対策本部があって、だけれども、日常業務については、場合によってはどこか被災地外できちんと業務をしてもらった方がいいのではないかというのが③なのです。④についても、その場合にネットワークをきちっと取って情報が取れるように。

②というのはそれと全く別の次元の話なされていると思いますので、整理の仕方はそういうふうに整理していただいた方が誤解はないのではないかと。

ついでによろしいですか。

○ ●● どうぞ。

○ ●● 9ページの真ん中の②のところ、これは日本語なのですが、首都中枢機能やライフライン事業者に対して、発災時に緊急対策本部が支援する内容と書いてあるのですが、「緊急対策本部が」でよろしいのですか。緊急対策本部が必要とする支援の内容ということなのですか。緊急対策本部がだれかに対しての支援をするのか、そこが私にはうまく読み取れなくて、霞が関その他で燃料の確保とか要員の移動手段とか、あるいは車両の確保、通信の確保等、他よりもより充実させてほしいということをおっしゃりたいとすれば、緊急対策本部に代表されるヘッドクォーターを支援する内容についてということではないかなと思います。

○ ●● ちょっと文章を整理する必要があるかもしれません。

どうぞ。

○ ●● 10ページの下⑤の広域避難の枠組みですが、広域避難という避難のフェーズだけ取り出すと、広域避難もやむを得ずという話になってしまう。これは対応がしやすいのですが、実際には首都圏の中での広域避難は被災者を散り散りにしてしまい、迅

速な復興構想を求められる首都圏の中で、復興へのプロセスが非常に難しくなってしまうということが懸念されます。東日本でも、そういう意味で被災者が散り散りになっていることは決して復興を早める方向には機能していないと思われますので、少し適切に被災地の復興に向かうための仕組みということも同時に含めたシステムの開発が必要ではないかなと思っています。

あと最後1つですが、13 ページのところでお話がありましたけれども、以前、1回目か2回目かちょっとお話をしましたが、やはりバックアップをするかどうかということのを別にしても、さまざまな公用、その他を含めて残っている財を可能な限り有効に使うためには、やや超法規的な措置というのが必要になってくるのではないかと。それを思いますと、この枠組みは現在の枠組みで、大綱、防災戦略、活動要領、活動内容に関わる計画、現在の仕組みのとおりなのですけれども、やはり将来的には特別措置の法律、立法というようなことを目指していくべきではないかというのが私の意見です。

○ ●● わかりました。

最後の今のお話は、13 ページの一番下のところに私も制度的枠組みというのが3ポツに書いていますけれども、それはこの辺りを意識しているのですか。特別法のような感じでしょうか。この辺、検討になるのでしょうか。これは含まれているのですか。

○藤山（事務局） いろんな項目で法律的なことも必要とあらば当然制度を含める。

○ ●● わかりました。

今、●●からバックアップの関係について御指摘があったのですが、これについてほかの委員の皆さんから何かございますか。

●●、どうぞ。

○ ●● 別に関西に來いと言っているわけではないのですけれども、●●がおっしゃるように、②を②に置くのがいいのかどうかはわかりませんが、この文章をずっと読んでいくと、6～7ページにかけて、ここの部分は首都直下地震を離れるのです。何が原因だかわからないけれども、非常に広域に首都圏に機能麻痺が起こるような事態があった場合にどうするのだという点です。

私はシミュレーションとしてはやっておくべきだと思うのです。これはもし首都直下地震に限定しての議論になれば、確かに●●がおっしゃるように、直下地震が立川と霞が関周辺を同時に機能麻痺させるようなほどの規模はないはずですから、科学を信じれば、圏内でのバックアップで十分になるはずだと思います。ただ、想定外の理由で機能麻痺が起こるということは十分あり得る話であって、そのときに何もプランがないということは、結局そこでスタックしてしまうということになるわけですから、どこかに入れて置くことはいいと思います。ただそのときに、全体のリード文の中であって、ここだけが首都直下地震を離れて広くバックアップを考えるというリードで入ってくることは、首都直下の話をした後にいきなり入るから違和感とおっしゃっているのだと認識しています。うまく導いてあげて是非残す、あるいは更にそれを充実させていただければと思います。

- ●● わかりました。
- ●● おっしゃるとおりだと思います。
- ●● 今は立川まで順番が決まっていて、全体がやられたときの具体像、そこまではなかなか想定できない。でも、一方、今、●●がおっしゃったように、それを含めて考えておくことは大事だと思うのです。

先ほどの東京都の御心配というのは、恐らく災害時と平常時の話というのがごっちゃになることが一番嫌なのだろうと思います。そこは東京圏における首都機能の迅速な回復ということ、異常時が起こったときはとにかくすぐに首都機能を徹底的に回復するのだという話で書いてあるのですが、このところはきちんと押さえておかなければいけないと思っています。

○東京都 本当にいろいろ御配慮していただいていると思います。特に7ページの②の中の2つ目のパラグラフの中で、こうした観点から、国の現地対策本部の設置ということが出ているのですけれども、これと今議論があったと思うのですが、やはり応急復旧対策を一時的に担う私どもといたしましては、国の現地対策本部というのは近くにあっていただいた方が当然ありがたいと思っております。そういった観点からも、②を私ども否定するつもりは全くありません。要は①と②の間に、首都圏内で更に立川の後に関西だとかほかに行く前に、何かそういったバックアップ的な場所も御検討いただきたい。そういった文言でも、実際被害想定を見てみないとなかなか難しいところもあると思いますのでこれ以上の意見はこの場では差し控えますが、そういった含みが持てるような文言にさせていただけると、私どもとしては非常にありがたいなということです。

以上です。

- ●● どうぞ。
- ●● これを読ませていただいて意見を書いたのですが、1つだけ反映していない部分というのがあって、多分書き方がまずかったのだと思っているので、もう一度再度御説明をしてみたいと思うのです。

その箇所は、「1. 政府の業務継続の在り方」というところで、ここに書かれていることは大変立派なことだと思いますし、是非やるべきだと思うのです。ある意味で類似している例を考えると、例の9.11の後にアメリカが進めたナショナルインシデントマネジメントシステムをある種彷彿とさせます。非常にきちっとした、国も地方も、できれば民間企業も同じような事業継続という観点で自分たちの体制を整えましょうということで、目標としては非常に優れていると思っています。

ただ、それを実行するに当たって、このままでできるかという点は非常に気にしている。みんなそれぞれが事業継続計画をつくれればいいのだといって各省庁、各地方団体あるいは民間企業でつくって、並べてみたら全然ばらばらだったみたいなことが現実に起こり得るのではないかと。



それでここから先は、それこそ我が田に水を引く話になるわけですが、この6月に事業継続についての国際規格が発行いたしました。ISO22301 というものです。発行直後、既に1番目の認証を日本で取った会社がいるとって世界が驚いているのですけれども、認証を取る、取らないとは関係なしに、少なくとも世界のコンセンサスとして、どういうものを事業継続の中にも含めるべきなのか、どういう文言を使うべきなのか、どういうふうなツールを使っていけばいいのかということについての国際的な約束事ができた。それと連携するものとして、いざ実際に危機が起こった後にどうやって対応するのかについても、昨年11月に同じくISO22320 というのが既に発行しているのです。

そうであれば、国が民間に押し付けるとか、あるいは地方に押し付けるというのではなくて、みんながこういう国際規格に準拠した形で、自分たちの事業継続の体制を整備していこうではないかという呼びかけを、もし国が主導していただければ、民間企業にしても、あるいは地方自治体にしても、何をどこまで自分たちが考えていけばいいかわかる。

往々にしてこういう話をすると、いや私たちのシステムがあるのに全部取り換えるのは大変だ、みたいな話が必ず起こってくるように思うので、この事業継続を、できればそういう共通の枠組みに全部が移行するような仕組みの中で、国を挙げて実現できる体制に、実効性を持たせていただけたらいいと思いました。それを申し上げたかったのですけれども、余りうまく表現できていなくて、この文言と私のイメージとがずれていたものですから、言葉を添えさせていただきました。

○ ●● わかりました。

そういった御趣旨のことをここに書くという形になりますか。それともここでもう既に書かれていることの文言をいろいろ修正するということですか。

○ ●● 一番単純なのは、やり方として国際規格に準拠したようなやり方をみんなで採用してはどうかみたいなところを。

○ ●● 国も自治体も。

○ ●● そういうことです。

○ ●● 企業もそれに準ずると。

○ ●● 私は文章の中に書き込んでみたのですけれども、認識としては私が思っていたものとは違うような格好になったように思いました。どちらかと言えば、どこかに1つ追加ぐらいのイメージです。その中に丸か両括弧か、あるいはその他の中に入れてもいいのかもしれない。そういう御提案です。

○ ●● わかりました。

今の関連ですか。

○ ●● 17 ページのところでも検討の方向性とありますね。企業等における事業継続計画の充実・強化のための方策。今おっしゃったように、ここをもう少し強化することが必要だと思っています。私も同じことを考えていまして、政府、企業に対するBCPの在り方のガイドラインを示すことも必要だろうと思うのです。例えばBCPの達成度合いに応じて銀

行からの融資制度にインセンティブを付与するとか、取引先の選定基準の中に BCP を考慮するとか、自社の IR とか CSR 等の中で自発的に開示をしていくとか、いろんなアクションの可能性があると思います。ところが、今は元がないので非常に難しい。そういう意味では、おっしゃったように特に日本がこういうものに対するリードを取っていける国だと思いますので、企業としても普及促進に協力をしたいと思いますので、政府の方でも検討をお願いしたいと思います。

○ ●● ここに書き込むと、例えば経団連の方で傘下の企業にいろいろそのことをお話できるとか、こんな取組みも可能になりますね。わかりました。

○ ●● すごくうれしいと思います。

○ ●● わかりました。

どうぞ。

○ ローソン 事業者まで、今言われるように企業まで一緒になって BCP を考えるのは非常にすばらしい取組みだと思うのですが、一方で企業でもそのスケールというかボリュームというか、大企業から中小企業まである中で、そこはそれぞれの背丈に合って進められるような形にしていけないといけないのかなという意見を持っています。

ここに書いてあるように、例えば介護福祉業者とかは非常に小さいところもあったりするわけで、是非そういった配慮もしながら事業継続計画については検討していただければと思います。

以上です。

○ ●● 今までの点で事務局の方では何かありますか。特にお聞きしておくことはいいですか。

●●、どうぞ。

○ ●● 今後の検討課題で、ちょっと覚書で3つほどよろしいですか。

○ ●● 今後の検討課題のところですか。

○ ●● そうです。15 ページの膨大な被害に対する応急対応策の体制という中の検討項目として交通とか自動車のことが、丸ポツの1つ目に交通の確保体制として書いてありますが、これが具体的にどういうイメージかわからないのです。地震が首都圏、特に中心部を襲うという前提に立つと、23 区を始めとするエリアの交通を発災後一定の期間どうするのかということ、きちんと検討する必要があるかなと思っております。

従来、東京都では環七の内側の交通は、基本的には災害直後は止めるということで、緊急輸送の確保をしよう、対応に応じて順次改良していくということで来たのですけれども、それに対して車を使って避難をしなければいけない高齢化の時代というような話もあり、混乱をしているのではないかなと思っております。緊急時の都心部、あるいは首都圏の交通管制の在り方、空の交通管制、3 番目の黒ポツと同じように非常に重要な検討課題ではないかなというのが1点です。

2点目の16ページの予防的な重点施策の中で、住宅・建物の耐震化、あるいは家具の固定、転倒防止というのがあるわけですが、被害として建物の最も多くが被害を受ける場所というのは、木造密集市街地という形で厳然と存在しているわけです。都市計画的にもさまざまな課題を抱えている木造密集市街地の存在がわかっているわけですから、大きく焼けてしまうと、恐らく都市復興の最大の焦点になるわけです。やや長期的な取組みということも含めると、耐震改修ということだけではなく、木造密集市街地の整備を促進するということが、まず基本的に検討課題としてあるのではないかと。阪神の後、木造密集市街地の整備の法律ができていますけれども、これをもっと前倒して展開するということが必要ではないかというのが2点目です。

あと3点目、17ページの復旧・復興の在り方ということですが、首都の復旧・復興というのは、やはり迅速性というのが最大の目標として必要になってくるのではないかと思います。首都の復旧・復興の位置づけは、これまでの災害の復旧・復興とは違うということをもう一度検討し直しているという意味で、頭出しをしていただけるといいかなと思います。

最後、複合災害の対応というところ、先ほどの最悪のシナリオということも含めると、緊急災害対策本部が首都圏から離れることはひょっとしたらあるかもしれないと。例えば水害だけ書いてありますけれども、新型インフルエンザみたいなものが猛威をふるい出したときに、ヘッドクォーターが全員それにかかってしまってはどうにもなりませんので、首都圏を一時的に離れるというような事態がある。ですから、インフルエンザですとか、あるいは先ほど頭のところに東海・東南海・南海地震というのがあったわけですが、●●が最初のときにおっしゃいましたが、安政年間を11か月はさんで東海・東南海・南海と首都直下が連動してしまったわけで、そういうような複合災害、あるいは連続する災害というようなことも、シナリオとしては最悪の事態で考えておく。実際に歴史的には起こり得たということだと思いますので、少し複合災害の対応のところ、いろんなケースが考えられるのではないかなと思っています。

○ ●● ありがとうございました。

今の●●のお話は、これから引き続き検討すべきで7月以降やっていきますので、今の御意見を十分加味して、個別に検討しているときにそこが深まるようにまた取り扱ってきたいと思います。

前の方、後ろの今後検討すべき事項への注文でもどちらでも結構でございますが、せっかくの場でございますので。

●●、どうぞ。

○ ●● 16ページの予防対策は、時系列から考えると予防、復旧・復興なので、予防が最初に来ると思われませんが4番目に来ています。3と5がどちらかというとなんか発災後の話をしているので、予防対策はどちらかというとなんか1の前か、1の後ぐらいの場所に移動した方がいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○ ●● 順番ですね。これは検討の順番から多少こういうふうを書くようになったのですか。特にまだそこまでは余り考えていないですか。

○藤山（事務局） そこまでは深く。

○ ●● 内情を暴露しているような発言でもあるのですが、どうぞ。

○ ●● 事務局を支援する発言をしたいと思います。

○ ●● それでは、今の点、●●、お願いします。

○ ●● 予防対策は確かに重要ですが、自分たちがやりたいものだけ無原則に予防するというようなことでは、戦略的に首都圏を守るというのはできないと思うのです。そういう意味でいえば、現状で言ったらどんな被害が出てしまってどこが一番まずいのか。例えば今、木密の話が出ましたけれども、その危険性は既にわかっているわけで、それを予防するのだったら全部取っ払って建て替えればいいわけです。それができないという現実も踏まえる中で、こういう問題が将来発生し、それに対処していかなければいけないという決意の文書だと思うのです。だとすれば、いままでのような防災のやり方、予防が先に来て、あたかもそれが主役で、その後の応急とか復旧・復興が残余項のような扱われ方をするのを、あえて変えてみるというのはとてもチャレンジングでいいのではないかと個人的には思います。

○ ●● わかりました。

書き方は●●、よろしいですか。

○ ●● その通常の順番と違うところに入っているのに何か意味があるのかなと思っただけです。チャレンジングに4にしているということであれば、それでもよろしいかと思います。

○藤山（事務局） 先ほどそこまで深くという軽い発言をしてしまったのですけれども、例えば14ページの火災について、東日本大震災では津波の被害が非常に大きかったわけですが、首都圏の被災を考えたときは、火災の被害が人的被害、あるいは家屋被害に大きくウェイトを占めるという意味で、一番初めに持ってきている。

2点目の災害の応急体制につきましても、物流その他を含めて他の地域とは絶対量が全く違い、重要度が非常に高いのではないかという意識で、この2つは前に持ってきているところがございます。

○ ●● わかりました。

それでは、●●、どうぞお願いします。

○ ●● 東北地方の場合と阪神、首都圏の場合で非常に違うのは、交通網が非常に複雑で、しかも地下鉄がいっぱい入っていることです。特に新しくつくった地下鉄は、地下の非常に深いところに入っています。交通ということを考えると、陸と地下と空と船とがあるわけで、この委員の中で、多分経団連の方が考えているのかもしれませんが、その辺の交通網のところについてどうするかという対応は、もう進んでいるのでしょうか。

例えば物資とかインフラとか、あるいは人の生命とかというものについては、方法をきちんと考えて、事前に統制をとっておかなければならないのではないかと思います。東京都の新しくつくった地下鉄がありますけれども、それがもし動いていたとすれば、人を乗せないで物資だけ載せることにするとか、いろいろな考え方はあるだろうと思います。交通網については、先ほど●●がおっしゃったように非常に大きな要素になるので、その部分はきちんと議論は尽くされているのかもしれないのですが、ここには記載がないので。

○ ●● それは今後の検討の課題ですね。

○ ●● わかりました。

○ ●● 事務局で●●の御質問に対してお答えすることはありますか。

○藤山（事務局） 御指摘のとおりでして、今の大綱、あるいは戦略、応急対策計画の中では、その辺の交通体系がどの程度の被災を受けて、どういう状態になっているのかというのが割とファジーな形になっております。まさしくこれもどういう被災シナリオを置くかで、その後の体制の準備も大分変わっていきます。御指摘のとおり、その辺のところは今後後半で、しっかりとやっていかなければいけないと思います。

○ ●● わかりました。

では、●●、どうぞ。

○ ●● 膨大な帰宅困難者のところで、住民や事業者の従業員に関しては備蓄等すると書いてあるのですが、その他の買い物や遊びに来ている人、寄る辺ない人たちをどうするかというのが余り見えないのです。多分該当するのは一時滞在施設の確保というところだと思うのですが、民間の施設をかなり使わないといけないと思うのです。この中に支援措置の在り方というのが書いてあるので、これで該当するのかもしれないのですが、一番大きい問題は仮に受け入れた場合の責任をどうするのか。民間が自分たちで責任を取れとなれば、ほとんど受け入れが不可能ですし、あと備蓄とか、健常者に関して備蓄は要らないと思うのですが、水とかトイレとかをある程度確保しなければいけないとき、予算措置をかなりしないと、受け入れる先はどこにもないというのが今後続きそうな気がするのです。民間に頼らなければいけないというのは事実だと思いますので、支援措置を充実させた方がいいと思いました。

検討する事項で、14ページの甚大な火災のところに避難場所の確保の在り方と書いてある。避難場所を確保するというのはそのとおりなのですが、避難方法は津波のことが書いてある。私は専門でないのですが、例えば中野区の住民が、東京都がつくっている計画だと新宿駅西口の方、都心の方にも逃げてくるというような避難方法になっているのです。少なくとも関東大震災の経験では、人口稠密な都心には来るな、できるだけ郊外の方に逃げろ、というのが大きな教訓だと思っています。あと大勢の駅前滞留者も、避難場所では避難してきた住民とぶつかり合うことになります。大量の人たちが都心部に集まっ

ているところに、なぜ都心部に逃げてくる計画になっているのか、私には解せない。そういう問題を含めて、今後の検討をされた方がいいのかなと思いました。

あと細かいですけれども、例えば 18 ページの地域防災力の向上のところ、例えば住民に対する応急手当の啓発、これは確かにそのとおりだと思うのです。仮に首都直下が今想定されているような莫大な負傷者が出た場合、軽傷者はもう自分たちで対応して、病院へ連れて行ってはいけないと、多数の傷病者が出た場合、拠点病院は重症者しかみないですし、その次のクラスの病院はもう中等症しかみないですし、そういうところに連れて行っても軽症者はもうほとんど相手にしてくれないのだと、自分たちでやるしかないのだというところを含めた啓蒙が必要なのかなと思いました。

一応気がついたところ点は以上です。

○ ●● ありがとうございました。

どうぞ。

○ ●● 大きな話をしてもよろしいでしょうか。今日、2 回ぶりに参加して、例えば首都直下があったとしても、やはり東京を首都として残そうとここでは考えておられると理解したのですが、そうであればそのことを明言してはどうでしょうか。世界で一番危険なところに、これだけの資産集積をしていいのかというような評価がありますけれども、それに対して私たちは、それでも十分にやっていくだけの技術と覚悟があって、東京は何があっても首都として守るのだということを、むしろ強く宣言してもいいのではないかと思います。なし崩しのようにうろろうして、結局既成事実として東京に残ってしまったというのではなくて、意図的に東京を首都として存続させるということを強く宣言するといったらおかしいですが、それこそ関東大震災のとき、後藤新平はその覚悟で帝都復興計画をつくったわけです。こうした政府のトップのコミットメントというのは、方向性をぶらさない、事業継続という意味から言えば大変重要だと思うのです。

その意味では、今、大体議論としてその方向であれば、是非それをどこかで明示的に早い方のところで書いてはどうか。そう考えると、今回もし首都直下が起こったら、これは百年に一遍の大チャンスだと。東京は本来、22 世紀の次の関東大震災で大きな被害を受けるはずで、そういう意味では今世紀はお休みの世紀というか、ある意味では楽な世紀のはずだったわけですけれども、こうやって首都直下を心配している。その中で何が大事かというと、後藤新平のときも十分な予算が取れずに一部で終わりましたし、いわんや終戦直後は何も計画もなしに、言ってみれば野放しでこういうふうになってしまったということで、2 回大きなチャンスをつぶしている、あるいは一部しか実現できなかったということであれば、この次の首都直下地震は百年のまちづくりの計として、22 世紀は東京をどういう町にすべきかのグランドデザインを実現する時期としてもいいのではないか。そのためにはまず東京を守るという宣言があって、その次にもし起きたとしてもチャンスにするのだという論旨があってもいいのかなと思うのです。

具体は復興のところで議論していただければいいのですけれども、全体の方向性から言えば、論の冒頭でもいいのではないかという思いであります。

○ ●● わかりました。

今の関係ですか。●●、先にどうぞ。

○ ●● ●●の言う宣言してもいいのではないかという、ちょっと引っかかるところがあるのです。私は昔、首都機能移転の専門委員だったことがあるのですが、あの当時は首都機能を移転しないと東京ではもう無理だというので始まって、大々的にキャンペーンが始まって、内閣府も首都機能移転とかいろいろ議論してグランドデザインを考えた時代があった。

ところが、だんだん景気の肩が下がってくると、話が小さくなってきて、もう現在のごくわずかの職員しか残っていない。けれども、まだ国会で首都機能移転を否決していないですね。まだ看板を掲げているわけですから、それとの整合性も考える必要はないでしょうか。単に地震が起きても東京都はもたせるのだというのか、もう無理で首都機能はこの際移転すべきだという議論もあったと思います。

○ ●● 今の関係、私は一人の委員として問題提起したい。我々も首都を守ろうという気ですが、多分首都を東京で守るという最後の宣言というのは、政府が行うことだと思うのです。関東大震災でも後藤の復興四方針、首都は遷都しないとか、欧米の最新の都市計画をつくる、地主に断固たる措置を取るとか、政府として、総裁としてやられたわけですが、そのような大方針があって、その下に計画が必要だろうということで、具体の計画があったのだらうと思います。

今回、こういうことを我々が提言して、それを受けて企画されるのは恐らく中川大臣の方だろうと思うのですが、政府全体として、最終的に総理が判断されて、首都は東京都、ずっとこれを守るということを内外に宣言するのかなと、私はそんなふうに理解したのです。

ですから、そういう理解でよろしければ、先ほどの東京都の議論とも非常に深く絡むのですが、やはり東京は可能な限り守るということをうんと書き込みつつ、最後、そのうえで政府の方へ大方針を立てていただくという整理かなと思いました。

●●の方から何かございますか。

○ ●● 皆様から意見で出たことは私、ほとんど同じような意見を持っているところが多かったのですが、1つ申し上げたいのは、やはり帰宅困難者をどうするかとか、避難の在り方とか、交通規制といったことというのは、事前に都民とか周辺の住民の人へ、きちんと周知、啓蒙していくことが非常に重要だと思っております。

そのことは恐らく、後半の今後検討すべき主な課題のところ、防災意識の徹底や情報提供の在り方というところで書いてあると思うのですけれども、やはりこの計画を立てて周知していくことが極めて重要です。それがどのくらい周知されているかということについて

ても、例えばアンケートを取ってやっていく。情報の提供と備えということに関して、あらかじめ用意しておくことが非常に重要ではないかということを感じております。

先ほど経団連の方がおっしゃったのですが、IT、オープンリソースのお話をされましたけれども、どうやって情報の提供や相互の情報のやり取りに活用していくかということは、今回の東日本大震災で非常に大きないろいろな経験をしたわけでございます。これをいかに活用していくかということについても、集中的に検討していく必要があるのではないかなと思います。

○ ●● わかりました。ちょうど今の情報は、15 ページの上の方のところに情報インフラの整備・活用とか、集約・共有の仕組みというところで相当突っ込んだ議論が必要だろうと思います。ありがとうございました。

●●、どうぞ。

○ ●● 2点ほどあります。

ボランティアの関連なのですが、こちらの方については15 ページのところだけに、災害ボランティアの受入体制の在り方ということで少しだけ書いているのですが、阪神・淡路震災以降、ボランティアの方々も非常に組織化されて、何かあったときの大きな力になっていると思うのです。

ですから、これは単に政府、省庁、企業だけではなくて、ボランティアについてもどういったことをやっていただけるのかというのを、そこも含めて考えていただければと思うのです。特にボランティア運動が盛んになり出した初期のころというのは、ボランティアの方々は何をしいかわからないことから、非常に危険な作業もされていたりしたこともあります。ボランティアは無償の活動ですので、その人たちの身体、生命を守るようなかたちで、役割を考えていただければと思います。

もう一つ、先ほど震災対応時の法の規制緩和についてまとめてはという話がありました。その関連なのですが、やはり非常に障害となった規制というのがありましたし、障害にならなくても、自分たちの方であそこは大丈夫かなと思うものがありました。

例えば独禁法の絡みですと、石油については、燃料を供給するための通常のビジネスルートは使えないので、業界団体が一括して官邸の方からの要請を受けて、それを割り振る形。言ってみれば、通常でしたら談合になりますので少し判断を躊躇したところもありました。

そういった面について首都の方が震災でやられると、多分燃料だけではなくて、物流の輸送会社とか、そういったところは個社ではもう対応できず、どこかでセンターで割り振るみたいなことが出てくると思います。そういったところも事前につぶしていければというところがありますので、具体的に検討する際には、そこも考えていただければと思います。

## 決 議



○ ●● 平常時と緊急時はいろいろ対応が違う。そこを組み込んでいく。わかりました。ありがとうございます。

各委員の皆様方の御意見は一通り出そろいましたか。それでは、ありがとうございます。このとりまとめました冊子「首都直下地震対策として当面実施すべき対策」、「案」が付いてございますが、ただいまの御議論を踏まえて、修正すべき点もあるかと思いますが、後のこれからの作業のスケジュールと、当面発表いたしますのが中間的なとりまとめという位置づけで、最終的にはその後また議論を深める場がいろいろございますので、この当面実施すべき対策のとりまとめにつきましては、主査である私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○ ●● ありがとうございます。

それでは、私の方できちんと事務局と相談し、とりまとめをさせていただきたいと思えます。なお、この対策は7月に予定されております防災対策推進検討会議の方に報告をさせていただく予定としておりますが、それまでの間は公表いたしませんので、今後の情報の取り扱いには十分御注意いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。また、こうした日程につきましては、追って事務局の方からお知らせをいたします。

続きまして、今日の2つ目の議題であります。首都直下地震モデル検討会の検討状況につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

## 資料説明

○横田（事務局） それでは、首都直下地震モデル検討会の検討状況について説明したいと思います。これまで2回の検討をしてまいりました。その1回目の検討資料でございますが、どういうことに論点があるかということを含めて説明したいと思います。

まず、これまでの地震についての検討ということで、検討は予防対策としての検討、応急対策としての検討、この2つに分けて検討を進めてきたところでございます。実際に都市近部の直下で起こる地震としてどういうものを想定するのかということが3ページ、前回の検討ではこの3ページの地震の過去の発生の仕方を基に、必要な地震に対する体制を検討しようということになったわけでございますが、東京周辺で見ますと、1923年の関東地震、1703年の元禄の関東地震、このような海溝型の巨大なM8クラスの地震の間にM7クラスの地震が発生している。そして、かつ甚大な被害を首都に与えるということから、このようなM7クラスの地震とM8クラスの地震、これら2つをまず対象として検討したところでございます。

1つは、M8クラスの地震は、おおむね200～300年間隔で発生しているということで、1923年に発生したとすると、今すぐではないのではないかと、ここ100年ぐらいではないの

ではないかということで、前回の検討ではこの M8 クラスの地震については検討対象外として、まずは切迫していると考えられる、いつ起きてもおかしくないと考えられるような M7 クラスの地震について考えようということで整理したものでございます。

4 ページにどのような地震が起こるのであろうかということで、この首都直下、首都圏を見てみますと、東京付近は他の地域と比べまして極めて複雑なプレートの入り組んだ場所でございます。東の方から太平洋プレートが日本列島の下に潜り込んでいる。南の方から相模トラフのところで、また今度はフィリピン海プレートがその下に潜り込んでいる。そして、その北が上にあるプレート、この3つのプレートが複雑に絡み合った形で地震が発生する、極めて地震の多い地域であるということも特徴的な場所でございます。

その地震は全部で5つのパターンに分けられるということで、1つは地殻内で発生する地震。フィリピン海プレートと北米プレートとの境界で発生する地震、フィリピン海プレートの中で発生する地震。また、フィリピン海プレートと太平洋プレートとの境界で発生する地震、あるいは太平洋プレートの中で発生する地震。これら5つのタイプに分かれるわけでございますが、この中で4番と5番と書いてございます太平洋プレートとフィリピン海プレートの境界あるいは太平洋プレートの中のもの、同程度の規模のものが起きた場合には、それが浅いところで起きた地震の方が被害、揺れが強くなるので、それらを想定して検討してみようということで、この上の3つのものを検討することにしたわけでございます。

それぞれ3つのものについて5ページにイメージ的に載せています。まずプレート境界、フィリピン海プレートとフィリピン海プレート内のもの、地殻内というものは活断層 M7 以上の地震と、地殻内の浅い地震、M6.9 の地震に分けて整理するとしてございます。

プレート境界、プレート内の地震というのは、一番可能性の高いものではないかと思われているわけですが、実際にどちらで地震が起こるのかということについては、まだ現在、十分整理しきれていないというところがありまして、この当時では境界とプレート内の両方を考え、そして実際の震度として大きくなる方を対象地震としようという整理をいたしました。

それが6ページに書かれた整理の部分でございます。実際に影響を与えそうな地域を整理して地震の発生の可能性が高い領域を限定し、かつ、その中で達成するプレート境界型の地震を想定して検討するとしたのがまずプレート境界、プレート内地震と書かれているものでございます。結果としてプレート境界の地震を想定するというものでございます。

もう一つは、地殻内で発生する地震には活断層で発生する、いわゆる活断層が地表に現れるような大きな地震、活断層が地表にまで現れないような地震というものに2つを分けてみる。活断層が地表にまで現れるような大きな地震、このようなものは現在の活断層の調査結果を基に、特にどういう地震が最大起こるのかということ整理したもので、それが7ページで整理した5つの活断層でございます。

8 ページにある M6.9 の直下の地震と書いてございます。これは地殻内で発生する地震で、活断層として地表には現れていないのですが、地下のいずれのところでも発生し得る地震として、この M6 位の最大のものと考えようということで、M6.9 の地震は、地表には活断層は見えないが、その下にどこでも起こり得る可能性があるものだ。それらについてはどこでも起こり得るというものと、応急対策用の観点から特に重要な施設の直下で起きた場合、それらを応急対策のものとして考えて整理したのがそれぞれの箇所の直下の地震ということでございます。

これらを基に震度分布を計算したものが 9 ページにある全部で 18 タイプの地震として整理したものでございます。プレート境界で起こる M7.3 の地震、東京湾北部地震と言われるもの。都心のどこでも起こり得る M6.9 の地震で特に応急防災対策を考える上で重要と思われる直下で起こした 6.9 のもの、活断層で発生する地震。勿論、これ以外、どこまでも 6.9 の地震が起こるとして全体的に予防対策の措置を取るという部分でございます。

10 ページは東京湾北部の地震のものを整理し、かつ、首都直下というか、東京の直下ではどのような震度分布になるかということで、東京ガスの資料を活用させていただいて、より細やかな地盤条件で揺れの強いところ、地盤の緩いところでの揺れの差を見たものです。このものも整理した部分でございます。

どこでも起こる 6.9 のものも加え、先ほどの 18 タイプのもの、それらを全部重ねてその最大となるもの、これを予防対策用の震度分布として作成したものが 11 ページでございます。

12 ページからが今回新たに首都直下の地震のモデルを検討することとし、上記で整理した 18 タイプのもの及びどこでも起こる 6.9 のものも含めきちっと見直すことに加え、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえて、今後の津波対策の万全を図るという観点から、相模トラフ沿いで発生する巨大地震についてもきちっとした検討をしようということで、2 つの大きなテーマをもってモデルの検討会を行ってございます。

13 ページがそのメンバーを書いたものです。

14 ページにその論点を整理してございます。大きなテーマとして 1 つ目のテーマが、従来検討したフィリピン海プレートの境界の地震及び浅い地震、それらを基に現状の科学的知見でフィリピン海プレートが従来考えていたところよりももう少し浅いところにあるのではないか。そうすると、揺れそのものが大きくなるのではないかとということ。地盤構造につきましても、最新の知見でよく揺れるところ、そうでないところがいろいろわかるようになってまいりましたので、そういうものを全部反映してきちっとモデルの整理をしている様子。また、同時に地震の強震断層モデルについても新たな知見が得られてございますが、より現実的な、より近年の知見を反映した高精度な形での震度の計算をしておこう、津波の計算をしておこうということで見直すところ、点検し、必要なところを修正するというものが 1 つ目のテーマでございます。

2つ目のテーマが相模トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大な地震・津波。これは前回の検討では検討対象外としたことから、今回、改めまして東北地方太平洋沖地震の教訓、南海トラフでの検討の知見も踏まえ、最大クラスの地震を検討する。

大きな考え方としては基本的に変わっておりませんので、15 ページのところは従来からのものですが、16 ページに新たな知見として、絵がわかりにくいかもしれませんが、従来やや深め 40km ぐらいにあったかと思っていたフィリピン海プレートと北米プレートの境界がもう少し浅いところにあって 30km ぐらいにあるのではないか。従来、この絵で見ますと赤いところにあるようなもう少し上で濃いブルーのところにあるのではないか。この部分で 10km ほど浅くなりますから揺れも強くなるのではないか。そういう面で全体のこういう構造を含めきちっと点検し、必要な修正を行い見直しておこうというのが 1 つ目でございます。

先ほど構造等につきましても前回の検討では、17 ページ、250m メッシュでのより細やかな検討が今回南海トラフで行ってございます。前は 1 km メッシュでの検討を行っておりました。まず、首都圏全域について、そういう意味でより細やかな細分化されたデータで、かつ高精度なもので整理し直すことというのが 2 つ目の大きな反映される事項でございます。これ以外に断層モデルそのものにつきましても、最近の知見を踏まえ、必要な見直しをして、より正確な高精度な計算をしておこうということでございます。

2 つ目のテーマでございます巨大相模トラフ沿いの最大クラスの地震をどのように考えるのかというのが 18 ページにポイントだけ示してございます。今までわかっている大正の関東地震のもの、それに対してまだ検討の資料が十分でないこともあり、また海域のデータもあることから、十分な震源域が求まってございませんが、元禄の地震についての検討が幾つかござっております。

元禄のものを見てもみますと、緑で書かれた震源域と紫で書かれた震源域があって、幾つかまだ点々になってございますが、こういうものについてももう少し整理しながら、実際に破壊の領域は東北地方太平洋沖地震と同様のことが起こるとすると、もっと南の方、相模トラフ軸まで動いてより大きな津波を発生させるような津波地震が発生するのではないかと。

あるいはフィリピン海プレートがどこまで潜っているか、その北端、北側、もっと陸域の深いところまで含めてもっと同時に割れて、そのものがもっと大きくなるのではないかとというのが北側に伸びている破壊領域がどこまで、これは陸域の深い側に伸びているものです。

太平洋プレートの沈み込んでいるところまで、もっと日本海溝軸の方向までフィリピン海プレートは存在しますので、そちらまで伸びて動いて、より大きな津波を発生させるようなことがあるのではないかと。それはどこまで可能性があるのだろうか。最近の知見を基に整理しながら巨大地震についての検討をしていこうという部分でございます。

これからの特にこちらの巨大地震の検討につきましては、まだ相模トラフでの検討そのものが整理するという観点で十分ではないところもございまして、これまでの研究成果だけを整理してみますと、まずトラフ軸がどういうふうになっているのかということについても幾つかの研究成果があるということもわかりました。

フィリピン海プレートの構造についても、深いところはどこまで潜っているかということについても幾つかの研究成果があるということがわかりましたので、そういうことも踏まえ、実際の地震の発生する可能性のある領域がどうなっているのかということで、最近の資料を整理しながらこのような課題で巨大地震の検討を進めていくという検討状況になってございます。

今までの2回の状況については以上でございます。

○ ●● 事務局からの説明は以上であります。このモデル検討会の座長であります●●がおいででございますので、●●からコメントをいただければと思います。

○ ●● 手短かにコメントを述べさせていただきます。今の資料の9ページをごらんください。約10年前に首都直下地震を想定するとき、まず一番わからないのがどこに起こるかがわからないということで、まんべんなく地震をあちらこちらにつくりました。例えば都心西部直下とかありますが、これは新宿直下の地震を想定してあります。都心東部直下というのは霞が関の真下で起きたらどうなるかという検討用です。

あとさいたま市、千葉市とか川崎とか市原市とか立川とかいろいろ想定いたしました。活断層による地震として5つ想定してございます。首都圏に最も大きな影響を与えるだろうということで東京湾北部地震というものを付け加えたわけでございます。このように、これを見てごらんになっておわかりになりますように、どこで起こるか全くわからないというのが実情でございます。

昨今、週刊誌等で東京湾北部地震が起こると東京はどうなると言われておりますけれども、内閣府としては18もあるうちのどれかが起こるのが次の自然の姿であると考えております。この考えは今回も継続する予定でございます。この地震のモデルに対しまして、最近の構造に関する知見を加えて震度予測を出そうと考えております。

最後の18ページ、もう一つ、この検討会のミッションには、相模トラフ沿いの巨大地震を考えるというのがございます。最近では南海トラフの巨大地震を想定いたしました。それと同じように、相模トラフに沿っての巨大地震を想定するわけですが、東日本大震災の教訓から、中央防災会議の専門調査会として、今後考えるに当たっては、考え得る最大クラスの地震を想定するということを前提に考えていかなければなりません。南海トラフ沿いのときは、最初、これまでは既往最大のことを考えればよかったのですが、南海トラフ沿いを考えるときには多少座長として不安がございましたけれども、何とか乗り切りました。ここも相模トラフ沿いも始まったばかりでございますがどうなるかわかりませんが、何とか乗り切りたいと思っております。

南海トラフの巨大地震の場合には、これまで今月を含めて多分 18 回会合を開いておりますが、いまだ被害想定には至っておりません。では、首都直下も 18 回開くのかと言われると、私の勘としてはそう長くはないのではないかと考えております。できるだけ早くモデルをつくりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○ ●● どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以下、質疑に移りたいと思っておりますので、御発言のある委員の方はよろしく申し上げます。

## 審 議

○ ●● 資料の 3 ページ、4 ページを見ていただきたいのですが、過去に起こった首都直下のパターンがあって、よく言われる 30 年 70% の確率というのは、こういう表を基に過去 120 年間で 5 回の首都直下地震が来ているから、今後 30 年 70% と言われている。あと 4 ページで、1 と 2 を考えておけば 3 から 5 を考えなくていいというのですが、実際過去 120 年間で起きた 5 回の地震というのは 3 から 5 と言われています。フィリピン海プレートの境界とか地殻内の浅い地震ではなくて、もっと 50km 程度より深い地震であり、被害も限定的な地震です。勿論、最悪想定も必要で、被害想定は大きいほど良いという考えもあると思いますが、さっきの首都移転の話ではないのですが、災害対策は大は小を兼ねないですから、余りにも過大で可能性の高くない被害想定ばかりを強調するのは、いかがなものかなと思うのです。

先ほどの今後の地震の首都直下の想定は 18 タイプで行うとおっしゃっていたのですが、少なくとも過去に、安政江戸地震はどうかという議論はあるのですが、それを除いたら、こういうタイプというのは起こったことはないですね。次の地震もこれで起こると断言をどうしてできるのか。次に起こるとしたら、少なくとも過去の起こった地震のパターンから言うと可能性が高いのは、もっと深い地震で、被害もかなり限定的ではないでしょうか。過去 120 年間で起こった 5 つの地震の中で、一番大きな被害が出たのは明治東京地震で、死者数も 20~30 人くらいとされています。次の首都直下地震を考えるならば、その方が確率としてはかなり高いのではないかと思います。

だから、どういう被害を想定してそれに対する首都機能を維持するというかなり現実的な話をすると、次に起こる首都直下地震としては、どのような地震の確率が高いのかという議論も一緒にしないと、最悪想定だけでは、違う方向に行ってしまうのではないかと危惧しているのですが、その辺いかがでしょうか。

○ ●● 御質問、事務局の方がいいですか。先に事務局の方。

○横田（事務局） 今、御指摘のように、最近の関東地震の前に起きた地震の地震像が大分解明してまいりまして、それは一部を除いてほとんどがフィリピン海プレート内の地震

ではなかったのかという解析をされております。この検討でもそのことを十分認識の上、改めて更にこのフィリピン海プレート境界で発生する地震というのは発生する可能性があるのかないか。これについても検討して、一応可能性を今の段階で否定できるものではないということで、フィリピン海プレート内の地震であるということを経済の東京地震とか幾つかはそういう地震であるということを経済しながら、従来のいわゆる境界型の地震というのも整理して、その際には安政江戸の地震の震度分布が一番過去の中でも大きいのですが、この震度分布も比較しながら全体を検討してみよう。

○ ●● 安政江戸では確かに7,000ぐらい死者が出ているといいますが、震度分布では震度7はなくて、震度6も地盤の悪いかなり限定された地域ですね。

○横田（事務局） 地域が限定されているから今度も地域が限定でいいのか、それともやや同じ程度の広がりなのか、もう少し広がった方がいいのか。

○ ●● 過去の震度分布や被害など、実際ちゃんと説明できるものを合わせて考えていただきたいと思います。

○横田（事務局） 一応そのモデルは簡単に整理しておこうと思います。ただ、安政江戸地震のモデルをつくるわけではないので、それは安政江戸地震がどういう震度分布であったかということを経済しながら出していきたいと思っております。過去の地震についてはよろしいでしょうか。

○ ●● ●●、よろしいですか。

○ ●● 今、●●から過大評価で被害が大きすぎるのは困るのではないかというお話です。

○ ●● それがだめだと言っているのではなくて、それも必要ですが、もう少し可能性に関して一緒に含めてということなんです。

○ ●● そういう大きな地震は想定しておりません。応急対策用のモデルとして7.3を東京湾北部に置いただけでして、ここはマグニチュード6クラスの最大しか置いておりません。6クラスの最大で6.9でございます。阪神・淡路大震災をもたらした地震の規模は7.3でございますから、そのように大きなものを置いたというものではございません。

○ ●● 6.9でも地殻内に置くのとフィリピン海プレートの中に置くのでは大分違うはずですから、相当震度分布に関わるのです。

○ ●● 専門的になりますけれども、スラブ内に置いた方が短周期に波がプレート境界の地震よりもたくさん出て、そちらの方が強い揺れになるのではないかという考えもありますね。

○ ●● でも、短周期の波では建物が倒れません。建物を破壊するにはある程度長い、1秒ぐらいの周期とかなないと建物は倒れませんから、やはり甚大な被害という面から見ると、浅い地震の方が大きく出るとするのは一般的だと思うのです。

○横田（事務局） 少しだけ補足を。活断層の地震をなぜ想定するのかという部分ですが、実は活断層の地震については、発生間隔は比較的数千年あるいは1万年ぐらいと長いと考

えられておりますけれども、実はいつ動くかということについて、我々は一切それを予見する力はなく、いつ起こるか分からない。したがって、少なくとも500年以内に活動したと思われる活断層を除いた一部を対象としておこうということが1つ。あくまでも予防的な観点です。

活断層は見えないけれども、直下で6.9の地震に相当する。これは議論によっては少し小さいのではないかという議論がありますが、活断層が見えないのはもっと大きなものではないかという議論もあるところですが、まだ議論としては十分整理されていないので、そういう面で防災対策の観点から6台の最大6.9を考える。もともと活断層は見えていないのだけれども、地震が起きてみると、ここに活断層があったとか幾つか現れる地震がこここのところ6.9台が中越で幾つか起きております。そういう意味で一番起こりやすい、どこで起こるか分からない6.9というのは、もしかすると一番起こりやすいのかもしれないという地震の1つとしてとらえておまして、そういう意味でどこでも6.9というのは重要な大事なこととして置いた方がいいのではないかという形で整理されているということでございます。

○ ●● それでは、ほかに委員から御質問はありますか。よろしゅうございますか。

これは現在検討中のもので報告でございますので、これからさまざま御検討されると思いますので、それを受けて終わりましたところでまた我々の方で検討したいと思います。

○藤山（事務局） 1点御報告といたしますか、このモデル検討会は実は首都直下モデル検討会という名称をしているのですけれども、今、説明にありましたように、首都直下の地震と相模トラフの地震と大きく分けて2つ検討しているので、そもそもモデル検討会の名称から変更したらどうかという議論が、モデル検討会の方でなされております。

もし名称を変更するとなると、今度こちらの親とは言いませんけれども、どうしたらいいのかという議論になるのですが、一応そういう議論がモデル検討会でされているということは御紹介しておきます。

以上です。

## **閉　　会**

○ ●● わかりました。

それでは、今日、予定しておりました議論は以上でございます。大変活発な御議論をいただきましてありがとうございました。本日の議事の方は以上で終了いたしたいと思いますが、最後に大臣、おいでいただきましたので大臣の方からお話をいただければと思います。

## **中川大臣挨拶**



○中川大臣 皆さん、本当にありがとうございました。時間が非常に限られた中で密度の高い御議論をいただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

先ほどお話のあったように中間報告として更にまとめていただいて、●●の方から防災対策推進検討会議の方に御報告をいただくということになりました。よろしく願い申し上げます。

私の方は、先ほどもちょっと議論の中に出ていたのですが、ここで御指摘のあった話を1つは法律運用あるいは計画、またそれぞれの具体的施策、予算というところにしっかり反映させていくという作業をしていかなければならない、これが1つだと思います。

もう一つは、主体だと思うのです。だれがどこに責任を持ってこれを完結させるかというところ、主語が抜けているところがほとんどなものですから、そこの整理を先ほどの法律や計画との関連の中でしっかりやっていく。これがあると思っております。

もう一つ、これは一番頭を悩ませているのですが、国民に対してどう説明するかというところでありまして、これは先ほどの地震と津波の想定、被害想定、こういうことがあると同時に、それに対して政策をこんな形で対応をしていきたいということ。これは同時に恐らくやっていかなければいけないことなのだろうと思うのですが、そこについてしっかり整理させていただいて、また是非相談に乗っていただきたいと思っております、よくわかる説明、理解ができる説明ということ、これが一番難しいのです。私自身も先ほどの説明を聞いていて頭が混乱してくるような具合ですから、そのところをもう一回整理して発表することが必要かと思っております。

そんな課題を私自身もしっかり対応していきたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○ ●● ありがとうございました。それでは、次回の予定を最後に。

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。次回は7月10日、午前10時からこの会議室において開催させていただく予定でございます。次回からはまた後半の部分に入りますので、個別の議論を一つひとつ始めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。本日はこれで終了といたします。

○ ●● どうもありがとうございました。